

S&Uだより

2026年5月10日

(株) マルジン

福井 TEL 0778-27-7200 FAX0778-27-7201

名古屋 TEL 0586-81-1895 FAX0586-81-1896

新潟 TEL 0258-94-5772 FAX0258-94-5773

福島 TEL024-983-3970 FAX024-983-3971

safety & useful 発行 No342

風薫る5月 美しい木々の緑があふれる季節となりました。春はいつもの年より早く訪れ 桜の開花も早く そして「夏日」にいたっては 4月11日に静岡市にて 本州初の真夏日(30℃以上)が観測され 全国 150 地点以上で 夏日(25℃以上)を記録しました。予報では 5月から真夏日になる地点も増えるとのことで また記録的な猛暑となる可能性があります。

2026年の暑さの特徴

○夏の予報: 全体的に高温傾向で、梅雨明けが早く猛暑の到来が早まる可能性があります。

○記録的な高温: 近年の記録的猛暑に匹敵するレベルが予想され、早めの熱中症対策が必要です。

○酷暑日の予測: 40℃を超える「酷暑日」が全国で複数地点観測される見通しです。

五月の北陸(福井、石川、富山、新潟)では まだ日によって注意する必要がある程度ですが 6月以降は全域で「注意」「警戒」レベルになる予想です。

今夏にかけては エルニーニョ現象が発生する可能性が高まっているようです。本来、エルニーニョの夏は冷夏になりやすいとされていますが、2月24日に発表された最新の暖候期予報(6~8月の夏期の天候)では、全国的な高温が予想されました。なぜエルニーニョ現象が予想される中、猛暑が懸念されるのか、その理由は 気象庁が 2026年3月10日に発表したエルニーニョ監視速報(No.402)によると、2026年の夏はエルニーニョ現象が発生する可能性が60%と平常の状態が続く可能性(40%)に比べると高くなっています。現時点ではエルニーニョ現象もラニーニャ現象も発生していない平常の状態ですが、今年の夏にはエルニーニョ現象が発生する確率が高まっています。全国的に平年より気温が高い確率が50%~60%、平年より気温が低い確率は10%となっており、冷夏になる確率はかなり低くなっています。暖候期予報で夏の気温が高くなると予想される根拠として以下が挙げられています。

○地球温暖化の影響により、地球全体で大気全体の温度が底上げされた状態にある

○偏西風が北寄りに通るため南からの暖かい空気が入りやすい

○太平洋高気圧の張り出しが強い

これらの要因が重なることで、日本付近は暖かい空気に覆われやすく、エルニーニョ現象の兆候がありながらも高温になると予想されるということです。要するに「エルニーニョ現象であっても 暑い夏、しかも二極化で 2026年も夏は長い」ということのようにです。異常気象が日常となりつつある現在、エルニーニョ現象という一つの指標だけで天候を判断することは難しくなっています。過去の経験則にとらわれすぎず、最新の気象情報を柔軟に取り入れながら、早め早めの備えを心がけなくてはなりません。炎天下ではないにしろ マルジンの現場は 暑い戸外(山の傾斜地)が多いです。マルジンの対策は 先月より始まっています。ファンウェア、ウェアラブルデバイス(カナリア)、ナトリウム補給飲料、等々 熱中症対策グッズの発注を経て 夏を乗り越えたいと考えております。

4月から5月は 身勝手なというか・・・なんだか気持ちが沈む息苦しい報道が多かったように感じます。

3月の末に行方不明となった南丹市の小学生は 一番惨い結末を迎えました。そして 悪かったと反省するどころか逃れるための隠ぺい工作の数々が少しずつ分かってきて その度につらい気持ちになりました。

大家族だったと聞きますが 小さき人の苦しい胸の内を察し こうなってしまう前に食い止められなかったのか?と本当に 残念に思います。残念と言えば・・・アメリカのドナルド・トランプ大統領は4月半ば 自分をイエス・キリストのように描いた画像を自分の SNS に投稿したものの、支持者たちからも「冒涇(ぼうとく)」だと厳しい批判が相次いだ後、画像を削除しました。本人は記者団の質問に、「自分を医者として」描いた絵だと思ったと説明したそうです。トランプ氏は画像投稿の前には、キリスト教カトリック教会のトップ、教皇レオ14世を強く批判していました。キリストの教え「自分の敵を愛し、迫害するもののために祈りなさい」「右の頬を打つものには左の頬も向けなさい」など私たちも一度は聞いたことのあることばや、「主の祈り」とよばれる祈りについての教えなど、今こそ真摯に受け止めていかないと 大きな生贄(代償)を 神の前にさしださねばならなくなるのでは?と 争いの絶えない2026春を憂うばかりです。

マルジン 5月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	31	25	26	27	28	29	30

<モノレールレンタル料(賃料)の一覧表>

「モノレールレンタル料(賃料)の一覧表」
本年1月に改訂されております。
ご入用の方は
マルジン(0778-27-7200)
まで ご連絡ください。

2026年5月第342回は～モノレールレンタル業界の人材確保と企業の成長～について

マルジンも当初からの会員の「モノレールレンタル協会」とはモノレールの安全の普及と会員の技術向上を目的として、平成13年に設立されました。全国でモノレールの敷設・レンタル業を営む会員が互にモノレール使用現場の状況把握、危険性の認識等を共有し、技術の向上、安全性の追求、よりよいお客様サービスのために情報交換をいたしております。2026年4月16日 賛助会員のメーカーとレンタル協会会員において 静岡にて レンタル協会総会が 開催されました。前年度の活動報告 令和8年度事業計画等の発表を経て 今年度は「外国人材の現状と展望」という演目で 講演が開催されました。

=====
厚生労働省によると 2025年10月末時点の日本国内の外国人労働者数は、257万1,037人で、これは前年(2024年)比で26万8,450人増加し、届出が義務化された2007年以降で過去最多を更新しました。主な詳細は以下の通りです。

労働者数: 257万1,037人(前年比11.7%増)

事業所数: 34万2,097所(過去最多)

特徴: 2023年に200万人を超えた後も急速に増加しており、初めて250万人を突破しました。

国籍別の割合: ベトナムが最も多く、次いで中国、フィリピンが上位を占めます。

主な職種: 製造業、サービス業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、建設業などで多いとされています。

日本における外国人労働者の雇用は、主に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」と「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定等に関する法律(労働施策総合推進法)」に基づき規制・管理されています。主な規制内容としては

1. 就労可能な在留資格の制限

外国人は、取得した在留資格の範囲内でのみ就労が認められています。

就労可能な資格: 「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」など。「留学」「家族滞在」などは原則として働けません(資格外活動許可があれば週28時間以内は可能)。「永住者」「日本人の配偶者等」は、職種や労働時間の制限なく働けます。

2. 不法就労助長罪(雇用主の責任)

事業主は、外国人を雇用する際、在留カード等で就労の可否を確認する義務があります。

罰則: 在留資格がない、あるいは期限切れの外国人を雇った場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金(またはその併科)が科される恐れがあります。

3. 外国人雇用状況の届出(必須)

外国人を雇い入れたり離職させたりした場合、雇用形態に関わらず、ハローワークへ届出ることがすべての企業に義務付けられています。

4. 労働関係法令の適用(日本人と同等)

原則として、外国人にも日本人と同様の労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などが適用されます。

5. 主な受入れ制度の規制

特定技能: 人手不足の特定分野(介護、建設、外食など)でのみ受け入れ可能。受入れ人数に制限がある場合があります。

技能実習制度: 2027年頃より「育成就労制度」へ転換予定。単なる技術移転から「人材確保」へと目的がシフトします。

6. 今後の動向・強化

審査の厳格化: 税金や社会保険料の未納がある外国人の在留資格更新を厳格化する方針。

受入れ拡大と規制: 2028年度までの特定技能の受け入れ人数が確定し、国として労働者送出しの規制が強化されています。外国人を雇用する際は、在留資格の範囲、期限、そして雇用状況の届出を徹底する必要があります。

=====
マルジンも 法務省並びに厚生労働省直轄の『外国人技能実習機構』より正規に認可を受けた監理団体よりご紹介を受けて技能実習生 特定技能生を登用させていただいております。ベトナム、ミャンマー、スリランカとグローバル化しています。現地で面接事前ガイダンス 各省庁への申請など 配属まで半年から1年のスケジュールを経て雇用契約を結ばせていただいております。

受け入れ企業として 建設業許可の保有や 建設キャリアアップシステムへの事業登録はもちろん 日本人も含め多種多様 多国籍な人材が定着できるよう 自社の風土に合った受け入れシステムや方法の構築が必要だと思っています。

2027年から技能実習制度は「育成就労制度」に変わる予定ですが 今のところ技能実習1号、2号 特定技能1号、2号と技術等の履歴を蓄積して 中核人材に育てただけのよう 支援機関とも連携をとって体制を整えていきたいです。

「育成就労制度」は

これまでの技能実習生における「発展途上への技術移転」という建前が完全に廃止されます。新制度では「人手不足を補うための人材確保・育成」へと目的が正面から変わります。原則3年間の育成期間で特定技能1号(即戦力)の水準まで引き上げることを国が打ち出しました。日本社会での生活や、現場での安全確保のため、語学要件が厳格化されます。同一機関で1~2年就労(語学・技能要件クリア)でこれまで原則不可でした「本人の意向による転職」が可能になります。今後は「労働者に選ばれる魅力的な職場」にのみ 人材が集中するようになります。日本人 外国人を問わず 皆が安心して働ける環境を整えることが、優秀な人材の確保と企業の持続的成長につながっていく事でしょう。